

○財務省告示第三百三十四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年十一月十六日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三百三十
三回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十七
条第一項及び第六十二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号。
以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

三 振替法の適用等

四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特定参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

五

募方

入札競争の決定

イ

入札競争

ロ

特別参加市場

別参加者・第Ⅱ非価格競争入札
発行」という。各申込みのうち応募価格の高い
も申込からその応募額を順位割り
当てる。特別参加者ごとの応募
各国債市場特別参加者ごとの応募
限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

六

発

入札競争額

イ

入札競争額

額面金額で一兆八千億円

四十七条第一項の規定に基づき

発行した付国債について、

額面金額で一兆七千六百四億

円、同法第六十二条第一項の規

定に基づき発行した付国債に

ついては、額面金額で三百九十

六億円
特別会計に関する法律第四十七

ロ

特別参加市場

条第一項の規定に基づき発行し
た付国債について、額面金額
で三千九百九十一億円

非価格競争

入札競争

特別参加市場

十 十			九 八			ハ			七			ハ																		
ロ	イ	一	振	替	額	最	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	入	価	払	行	争	非	者	特	国	行	
債	札	発	替	単	額	額	額	札	入	格	・	別	債	札	入	格	・	別	債	札	格	込	入	札	格	・	別	債	札	格
市	場	行	位	位	金	金	金	発	発	競	第	加	市	場	発	競	I	加	市	場	行	金	発	競	競	第	加	市	場	
額	の	額	平	す	額	の	振	五				万	二							四	一	一				で	た	条	特	
面	そ	面	成	る	の	記	替	万				円	千							千	万	兆			二	た	第	別		
金	れ	金	二	。	整	載	法	円				七	七							十	円	八			千	利	一	会		
額	ぞ	額	十		数	又	の					百	四							一	千	百			七	付	項	計		
百	の	百	九		倍	は	規					十	二							億	八	十			百	国	の	に		
円	応	円	年		の	記	定					億	四							三	十	一			十	債	規	関		
に	募	に	十		金	録	に					億	千							千	九	十			五	に	定	す		
つ	き	つ	一		額	は	よ					四	千							九	十	一			億	っ	に	る		
き	百	き	月		に	、	る					千	二							十	一	億			十	て	基	法		
百	一	百	十		よ	最	振					二	百							一	十	八			五	、	づ	律		
一	円	一	六		る	低	替					十	五							万	千	百			億	額	き	第		
円	一	円	日		も	額	口					五								円	九	十			十	面	発	四		
一	銭	以			の	面	座														十				億	金	行	十		
銭	上	上			と	金	簿																		円	額	し	七		

十七六

償還金額

額平成三十四年九月二十日

十五

後第二期

を、支払う。六月間に属する

十四

初期

と、平成三十二年三月十日

十三二

の経過入札・別債行争非者特
払過札格第参市及入札格第参
込み子率行争非者特国発競I加

年○パーセント
募入金の決定額を、
払込額に追加し、
り算出した金額を、
定する期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 57}{100 \times 365}$$

が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払うこととし、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

二 十 十
十 九 八

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 参 所 金
日 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
九 か
年 ら
十 通
一 知
月 を
十 受
六 け
日 た
者